

3 乙、丙は、前項に掲げる要請を受けたときは、乙、丙の事業運営を阻害しない範囲において、駐車場及び施設を一時的な避難施設として使用させるものとする。

(使用期間)

第5条 前条第3項に掲げる施設を一時的な避難施設として使用する期間は、甲が災害対策本部を設置し、乙、丙に要請を行ったときから、概ね一週間とし甲、乙、丙協議のうえ決定をするものとする。

(費用の負担)

第6条 乙、丙が協定に基づく要請により要した費用は、乙、丙の負担とする。

2 乙、丙が当該避難施設を甲に使用させたことに関し発生した損害のために生じた費用は、甲、乙、丙協議のうえ、甲が負担するものとし、乙、丙の請求により、甲が支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては荒尾市市民環境部くらいきいき課、乙においては荒尾シティプラン株式会社事務所、丙においては荒尾商業開発株式会社事務所とする。

(情報交換)

第8条 甲と乙、丙は、平常時から相互の連絡体制及び支援についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定の定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙、丙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙、丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

資料14
国土交通省九州地方整備局
平成23年7月25日締結

荒尾市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と荒尾市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- (1) 所管施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 荒尾市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と荒尾市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を荒尾市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 市長は、荒尾市内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局菊池川河川事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙-1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた荒尾市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 荒尾市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間をする場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙－3の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

（1）災害初動時に第1条（1）、（2）及び（3）の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

（2）第1条（4）及び（5）の応援を行う場合

原則として荒尾市の負担とするが、第1条（4）の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

① 大規模な災害と認められる場合

② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合

③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

（平常時の連絡）

第7条 九州地方整備局企画部防災課及び菊池川河川事務所調査・品質確保課と荒尾市くらしいきいき課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、荒尾市においてはくらしいきいき課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年7月25日から適用する。

別紙－1	大規模な災害時の応援について（要請）第4条関係	省略
別紙－2	大規模な災害時の応援について（通知）第4条関係	省略
別紙－3	大規模な災害時の応援について（通知）第5条関係	省略

資料 1 5

NPO 法人コメリ災害対策センター
平成 23 年 8 月 11 日締結

災害時における支援に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における支援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

資料1 6

サントリービバレッジサービス株式会社
平成23年8月18日締結

災害時における支援に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と南九州ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において乙が甲に支援協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な気象現象による災害をいう。
- (2) 災害時 災害が発生し、又はそのおそれがある場合をいう。

（支援の内容）

第3条 この協定に定める災害時の支援内容は、災害時において、乙が調達可能な飲料水の供給とし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乙は、甲に対し、甲の管内に所在する乙の営業所の流通倉庫から飲料水の優先的な供給を行う。ただし、この場合の飲料水は、有償にて供給する。
- (2) 乙は、速やかにフォローメンテ体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通、停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。

（連絡窓口）

第4条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲の市民環境部くらしいきいき課及び乙の大牟田営業所とする。

（協定事項の発効）

第5条 この協定に定める災害時の支援は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(支援の要請及び報告)

第6条 甲は、災害時において支援の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

- 2 前項の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
- 3 乙は、支援を実施したときは、その支援終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(飲料水の引渡し)

第7条 飲料水の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運搬手段によって運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により飲料水を運搬する車両を優先車両として運行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担及び支払)

第8条 第3条第1号の規定により、乙が実施した支援に係る費用は、甲が負担するものとし、乙の適切な請求により、甲が支払うものとする。

- 2 前項に規定する費用に係る飲料水の価格及び代金の支払方法については、甲乙協議の上決定する。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び飲料水の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対し、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

資料 17
荒尾市建設業協会
平成23年8月18日締結

災害発生時における支援活動に関する協定書

荒尾市における自然災害に対して、荒尾市建設業協会会員等からの情報提供及び会員等が保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、荒尾市（以下「甲」という。）と荒尾市建設業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、荒尾市で災害が発生した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことの目的とする。

（災害の定義）

第2条 災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めたときには、乙に協力を要請する。

- (1) 乙は、甲の要請があった場合、甲に協力する。
- (2) 甲は、乙が災害応援活動を実施するために必要な情報を提供する。
- (3) 甲は、乙に協力要請するに当たり、災害応援活動の緊急性及び協力活動の内容等を勘案して、乙の会員の中から災害応急活動を行う者を指定することができる。
- (4) 甲は、乙に連絡することが不可能な場合は、乙の会員に直接協力要請を行うことができるものとする。

（活動の内容）

第4条 乙は、前条の甲の要請により次の活動を行う。

- (1) 現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。
- (2) 災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。
- (3) 応急復旧工事を行う。

2 前項各号の活動は、荒尾市役所職員（以下「職員」という。）の指示に従い、これを行う。ただし、災害応急活動の現地に職員がない場合は、第1条の趣旨に基づき活動を実施する。

(要請の手続き)

第5条 第3条の要請は、乙あてに文書によるものとする。

2 前項によりがたい場合は、口頭で要請できるものとし、その後速やかに甲は乙に文書で通知する。

(活動の報告)

第6条 乙は、第4条第1項の活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、災害応急活動を終了した後に報告書を甲に提出しなければならない。

(活動に伴う費用)

第7条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出動を伴わない支援活動は無償を基本とする。

2 資材、機材、技術者の出動に係わる費用については有償とし、別途清算する。

(活動中の事故対応)

第8条 支援活動は、乙のボランティア活動として行い、事故等については乙の責任において対処する。

(協定の有効期間)

第9条 この協定有効期間は、締結の日から一年とし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新したものとする。

(協議)

第10条 この協定の定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

資料18

キュウセツ AQUA 株式会社／キュウセツ荒尾無線クラブ
平成25年7月2日締結

災害時における支援に関する協定

荒尾市（以下「甲」という。）と株式会社九州設備公社（以下「乙」という。）及び荒尾事業所で設立したキュウセツ荒尾無線クラブ（以下「丙」という。）は、荒尾市内において大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）における支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において甲が乙及び丙に支援協力を求めるについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする大規模災害とは、地震、風水害、武力攻撃その他の原因により甚大な被害を及ぼす災害とする。

（支援の内容）

第3条 この協定に定める支援の内容は、大規模災害時において甲の要請により、丙がアマチュア無線を活用し、電波法第52条の4で規定する非常通信を実施し、被害情報の収集及び災害情報の発信を行う。この際、乙が支援するアマチュア無線クラブのネットワークの活用を行う。

2 乙及び丙がアマチュア無線により得た災害情報はとりまとめを行い、甲の災害対策本部へ報告する。

（情報の提供）

第4条 乙及び丙は、甲から要請がなくても必要と思われる災害情報については、甲に提供することができるものとする。

（情報の守秘義務）

第5条 乙及び丙は、地方公務員法第34条の規定に準じ、この協定の業務による知り得た災害情報等を他人に漏らしてはならない。

（連絡窓口）

第6条 この協定の業務に関する窓口は、甲の市民環境部くらいいきいき課及び丙のキュウセツ荒尾無線クラブとする。

(協定事項の発効)

第 7 条 この協定に定める大規模災害時の支援は、原則として甲が災害対策本部を設置し、丙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(支援の要請及び報告)

第 8 条 甲は、大規模災害時において支援の必要があると認めるときは、丙に要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙及び丙は、支援を実施したときは、その支援終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(情報交換)

第 9 条 甲と乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及びその他この協定の業務についての情報交換を行い、大規模災害時に備えるものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲が乙に対して委託する荒尾市浄水センター等運転管理業務委託期間と同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

資料19
ヤフー株式会社
平成25年12月4日締結

災害に係る情報発信等に関する協定

荒尾市（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 荒尾市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風等その他の災害に備え、甲が市民及び通勤、通学、観光等により市内に滞在する者に対し必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲が、指定避難所の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲が、避難勧告等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 甲が、災害発生時の被害情報、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 甲が避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に提供するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのウェブリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

- 2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口なる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応に係る旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならない。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

資料20

独立行政法人国立高等専門学校機構有明工業高等専門学校
平成26年3月7日締結

避難所施設利用に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構有明工業高等専門学校（以下「乙」という。）との間において、災害時における甲の避難所として乙の避難所に関し協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館等（以下「体育館等」という。）を災害時における甲の避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難場所の指定）

第2条 甲は、災害時における避難所として、体育館等の施設を指定し、地域住民に周知するものとする。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

- (1) 第1体育館
- (2) 第2体育館
- (3) 武道場
- (4) 第2野外便所

（避難場所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、乙に対してその旨を連絡するものとする。

2 甲及び乙は、夜間、休日を問わず避難所を速やかに開設できるよう、体育館等の鍵の管理等について、あらかじめ定めておくものとする。

（避難所の運営）

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、乙の業務に支障が出る場合は、避難所の使用を中止する。

（費用負担等）

第5条 甲は、避難所の施設運営に係る費用を負担する。

2 乙は甲に対し、避難所の使用料は徴しない。

(開設期間)

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に申し出るものとする。

(原状復旧)

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼしたときは、その責任と負担において現状に復するものとする。

(協議)

第8条 この協定書に定めない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間については、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙からの契約の申出がないときは、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれの記名押印の上各1通を保有するものとする。

覚書

大牟田市（以下「甲」という。）及び荒尾市（以下「乙」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構有明工業高等専門学校（以下「丙」という。）との間において、災害時における甲及び乙の避難所として丙の施設に関し締結した「避難所施設利用に関する協定書」に関して次のとおり定める。

記

第2条第2項関係

避難所として開放する施設は以下のとし詳細は別紙1及び2のとおりとする。

（1）第1体育館

体育室、便所、更衣室、トレーニングルーム、ミーティングルーム

（2）第2体育館

体育室、便所

（3）武道場

剣道場、柔道場

（4）第2屋外便所

第3条第1項関係

1 避難所開設については、原則甲から要請するものとし、連絡先は下記のとおりとする。

（1）平常時 有明工業高等専門学校総務課総務係

（2）夜間・休日 第1優先 門衛所 第2優先 総務課総務係

2 丙は、人事異動等で連絡先が変更になった場合は、甲及び乙に速やかに連絡しなければならない。

第3条第2項関係

夜間・休日のにおける避難所の鍵は、兵の門衛所において管理する。

第4条第1項関係

運営に必要な人員の手配、物資の供給等は甲乙協議のうえ速やかに決定する。

第6条関係

甲及び乙は、他の避難場所へ移動可能な場合は速やかに丙の避難所を閉鎖する。

第7条関係

原状復帰の費用は、全費用を甲及び乙の避難者数で案文し、甲乙それぞれで負担する。

資料 2 1
公益社団法人熊本県トラック協会
平成 26 年 9 月 29 日締結

災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と公益社団法人熊本県トラック協会（以下「乙」という。）は、地震その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における（以下「災害時」という。）物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。なお、この協定の締結にあたり、荒尾・玉名地域の防災・危機管理等の業務を行う熊本県県北広域本部玉名地域振興局を立会人とする。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の物資等の緊急輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 荒尾市地域防災計画に基づき、荒尾市災害対策本部が設置される状況下での災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態に係る被災
- (3) 前 2 号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（協力要請）

第3条 甲は、災害応急対策の実施に必要があると認めるときは、乙に対して、事業用車両等による緊急輸送を要請することができるものとし、乙は、輸送事業者等の生命に危険を及ぼす等の特別の理由がない限り、これに協力し、運送事業者通常業務に優先して行うものとする。

2 甲の協力要請は、文書（様式第 1 号）をもって業務の内容、期間等を明記して行うものとする。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに乙に対し文書を交付するものとする。

3 乙は、前項からの協力要請を受けて、乙の構成員（以下「会員」という。）であり、荒尾・玉名地域に事業所を有する会員で構成する熊本県トラック協会玉名支部（以下「玉名支部」という。）に対して物資等の緊急輸送を文書（様式 1 の 2 号）により速やかに通知するものとする。

ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに玉名支部に対し文書を交付するものとする。

なお、連絡先窓口（担当者）及び電話番号等については、甲乙双方が別表 1 の様式により状況について、事前に調整し連絡すること。

(業務の内容)

第4条 本協定により甲が乙に対し協力等を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救援に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 瓦礫の輸送など甲が必要とする応急対策業務
- (4) 物流専門家によるアドバイザー業務

(業務報告)

第5条 玉名支部は、第3条の規定により第4条の業務を実施したときは、当該業務終了後、速やかに文書（様式第2の2号）により乙に対し業務実施内容を報告するものとする。報告を受けた乙は、その業務実施内容を速やかに文書（様式第2号）により甲に対し報告する。

(事故等)

第6条 乙の提供した事業用車両が故障その他の理由により物資等の緊急輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該事業用車両を交換してその輸送を継続しなければならないものとする。

2 乙の輸送の依頼を受けた乙の会員である一般貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）は、提供した事業用車両等の運行に際し、傷病又は死亡事故等が発生したときは、乙を経由して甲に対して速やかにその事故等の状況を文書（様式第3号）により報告しなければならない。

(費用の負担)

第7条 第3条の規定による甲からの要請に基づき、乙が事業用車両等の提供に要した費用である第4条第1号から第3号までに規定する運賃、作業にかかる人件費、有料道路通行料、駐車場使用等の実費負担額については、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生前に貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）第2条の2の規定により、運送事業者が届け出た運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して決定するものとする。

3 第4条第4号の物流専門家の派遣に要した費用に関する甲の負担については、甲乙双方が協議して決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について運送事業者からの物資等の緊急輸送に係る請求（様式第4号の1及び様式第4号の2）により甲に請求し、甲は、運送事業者の請求（様式第5号）に基づき、速やかに乙の依頼を受けた運送事業者に対して費用の支払いをするものとする。

(補償)

第9条 甲は、第3条の規定による甲からの要請に基づき緊急輸送に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であつて、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）、その他関係する法律又は甲の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては荒尾市くらしいきいき課長、乙においては、公益社団法人熊本県トラック協会事務局長とする。

(協議)

第11条 この協定の定める事項に疑義が生じた場合及び協定に定めのない事項について必要が生じたときは、甲乙双方が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は平成26年9月29日からその効力を有するものとし、甲乙双方、あるいは甲又は乙のいずれか一方からの文書による終了の通知がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲・乙・立会人各々が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

《様式》 省略

様式第1号	災害時における物資等の緊急輸送の業務への協力要請について
様式第1の2号	災害時における物資等の緊急輸送業務の要請について
様式第2号	災害時における物資等の輸送業務の実施状況の報告について
様式第2の2号	災害時における物資等の輸送業務の実施状況の報告について
様式第3号	傷病・死亡者の状況
様式第4号の1 絡)	災害発生時における物資等の緊急輸送に係る請求について（ご連絡）
様式第4号の2	災害発生時における物資等の緊急輸送に係る一覧表
様式第5号	災害発生時における物資等の緊急輸送に係る請求書

資料2 2

株式会社フレッシュ・ウォーター三池
平成27年7月14日締結

非常時等における相互協力に関する協定書

荒尾市企業局（以下「甲」という。）と株式会社フレッシュ・ウォーター三池（以下「乙」という。）は、自然災害または水質事故などを含む非常時（以下「非常事態」という。）が発生し、甲または乙の水道事業に影響が発生する可能性がある場合において、非常事態による影響を最小限に留めるための相互応援に関して、この協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協力内容）

第1条 協力内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援職員の派遣
- (2) 応援復旧の実施
- (3) 応急給水と資機材の支援
- (4) 净水の相互融通
- (5) その他必要な協力内容として、甲乙合意したもの

（協力要請）

第2条 非常事態及び非常事態となるおそれのある場合において前条の協力要請をするときは、次に掲げる事項を明治した文書をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は口頭等により養成を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 非常事態の状況及び協力要請の理由
- (2) 必要とする協力の内容および期間
- (3) その他必要な事項

（協力の諾否）

第3条 甲または乙が、第2条に基づき協力要請を受けた場合は、可能な協力の範囲及び内容を速やかに相手側に通知する。

（費用負担）

第4条 協力に要した費用は、協力を受けたものの負担とする。その負担額はかかる協力内容の市場価格を斟酌し、甲乙間の協議のうえ定めるものとする。

(連絡体制および協力資機材等の把握)

第5条 甲および乙は、相互協力の円滑な実施及び非常時に必要な物資並びに資材の相互融通を図るため、次の事項について正確に把握し、相互に定期的に確認するものとする。

- (1) 連絡担当課の責任者及び副責任者
- (2) 非常事態等における応援可能資機材等の備蓄及び整備状況
- (3) 净水の相互融通の方法

(有効期間)

第6条 本協は、締結の日から1年間有効とし、期間満了の1ヶ月前までに何れかの当事者からも特段の意思表示がない場合、この協定は更新したものとし、以降も同様とする。

(その他)

第7条 本協定の実施に関して必要な事項、及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

資料23
有明圏域定住自立圏内の市町
平成27年10月27日締結

有明圏域定住自立圏における災害時の相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、有明圏域定住自立圏内の市町（以下「圏域内市町」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、圏域内市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、圏域内市町が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町の長は、圏域内市町の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 応援を受けた被災市町の長は、応援を実施した圏域内市町の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた圏域内市町の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町の長からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた圏域内市町の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする圏域内市町の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町の長に連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、応援を受けた圏域内市町で負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた被災市町の求めにより応援した圏域内市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係圏域内市町間で協議して定める。

(情報の交換等)

第7条 圏域内市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

資料24
社会福祉法人荒尾市社会福祉協議会
平成28年2月25日締結

災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と社会福祉法人荒尾市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、荒尾市内において地震、風水害等による大規模災害が発生した場合において、荒尾市内でボランティア活動を行う団体、個人を支援する災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（センター等の設置）

- 第1条 甲は乙と協議し、センターの設置が必要であると判断したときは、乙にセンターの設置を要請し、乙は、その要請があったときは、速やかにセンターを設置するものとする。
- 2 乙は著しく被害を受けた地域に、センターの現地事務所を設置する必要があると認められるときは、甲に現地事務所の設置を要請することができる。
- 3 甲は、乙から前項に規定する要請があったときは、速やかに現地事務所の設置場所を検討し、乙に提供するものとする。

（センターの設置場所）

- 第2条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち救援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲は、これに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

（センターの運営）

- 第3条 センターの運営は、乙が行うものとする。
- 2 乙は、センターの運営に必要な人員の確保に努めるものとする。ただし、乙は、確保した人員では不足すると判断した場合は、甲と協議し、その補充に努める。

（センターの業務）

- 第4条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 災害ボランティアの受付
- (2) 災害ボランティニアーズの需給調整等
- (3) 災害ボランティア活動の情報発信及び受信
- (4) 災害ボランティア活動に必要な物品の調達
- (5) 荒尾市災害対策本部との連絡調整
- (6) その他災害ボランティア活動に必要な業務

（被災状況等の連携）

- 第5条 甲は、乙が被災状況等の情報提供を求めた場合は、法令等により開示できないものを除き、情報提供を行うものとする。
- 2 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(資機材等の確保)

第6条 甲及び乙は、センターの運営及びボランティア活動等に必要な資機材等を、相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第7条 センターの運営に関して次に掲げる費用については、甲の負担とする。ただし、法令その他別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

- (1) 資機材等の購入に要する費用
- (2) ボランティア活動保険の保険料
- (3) その他甲がセンターの運営に特に必要と認める費用

2 前項の費用について、甲以外の関係機関等からの助成や現物給付等を受けることができる場合は、同項の規定にかかわらずこれを充当するものとし、その額を差し引いた費用について甲が負担するものとする。

(センターの閉鎖)

第8条 センターの閉鎖は、被災地域の復旧状況等を勘案して、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新したものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

資料 25

株式会社有明ねっこむ
平成28年7月9日締結

災害時における放送要請に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と株式会社有明ねっこむ（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における甲から乙に対する放送要請に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づき、甲が乙に対し放送を行うことを求めるときの必要な手続きを定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「災害」とは、甲の市域において発生した法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 「災害放送」とは、乙が、甲の要請に基づき、他の放送に優先して行う、臨時の放送をいう。
- (3) 「緊急割込放送」とは、甲の主体的な判断に基づき、甲が放送中の番組に割り込んで行う緊急放送をいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、法第56条の規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し、放送を要請することができる。

（要請の手続）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) 希望する放送日時

(4) その他必要な事項

2 乙は、甲から災害放送の要請を受けたときは、業務上の支障、その他やむを得ない事由がない限り、災害放送を行うものとする。

3 乙は、甲が要請書によって災害放送を依頼したときは、その趣旨を変更せず放送するものとし、その情報発信源が甲である旨の放送をするものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

- 2 甲は、乙の放送局の職員が不在のとき、災害発生状況や避難情報などの周知のため、緊急的に放送することが必要と判断したときは、乙の運営する放送局の編成権を尊重し、緊急割込放送を行うものとする。
- 3 第2条第3号及び前項に定める緊急割込放送を行う事項については、甲乙協議の上、別に定める。
- 4 甲は、緊急割込放送を行ったときは、その内容を速やかに文書により乙に報告するものとする。
緊急割込放送の実施に伴う社会的影響については、甲の責任とする。
- 5 甲は、乙から提供する緊急割込放送に係る手順書等について、その重要性を認識し、機密情報をとして取り扱うものとする。また、甲は、乙に対し、その手順書等の機密保持について誓約書を提出するものとする。

(連絡責任者)

- 第6条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。
- 2 前項の連絡責任者等に変更があった場合には、速やかに相手方に通知するものとする。

(費用の負担)

- 第7条 災害放送の実施に当たり乙が必要とする費用の負担については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(臨時災害放送局)

- 第8条 大規模災害が発生し、甲が、臨時災害放送局の開設をするため、当該放送局免許を取得したときは、甲は当該放送局の維持管理に関する業務を乙に委託するものとする。当該業務に必要となる費用は、甲が乙に対し支払うものとし、その額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の期間)

- 第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いづれからも、解約その他の申し出がないときは、本協定を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

- 第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。